

# 農業委員会議事日程

日 時：平成31年 4月26日（金）

午後3時00分

場 所：上山田庁舎・302会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
8. 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について  
(農地中間管理事業)
9. 議案第5号 遊休農地に係る非農地判断について
10. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会  
1 番 宮坂 昭正委員 外 14 名

事務局他出席者

事務局長 中村 利信  
事務局次長 中山 秀一  
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

|      |   |
|------|---|
| 中村局長 | 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。<br>ただ今から平成31年4月の総会を開催いたします。<br>それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。                |
| 議 長  | (会長あいさつ)  |
| 中村局長 | (経過報告)  |
| 議 長  | ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。  |
| 中山次長 | (出席状況の報告)   |
| 議 長  | 定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。   |
| 議 長  | まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本<br>日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議<br>ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり) |
| 議 長  | 異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。  |
| 議 長  | 次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から<br>指名するに、ご異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声あり)                                 |
| 議 長  | 異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。<br>14番保木野幸雄委員、15番岡田忠行委員の両委員をお願いいたします。                                       |

議 長

それでは、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

1 番宮坂委員

1 番宮坂です。  
1 番案件についてご報告します。4月25日に推進委員と現地調査をしてきました。  
場所は、〇〇排水機場の東側約30mの所です。市内の不動産業者が2区画の宅地分譲地を整備する申請です。北側・西側は市道、東側・南側は農地で隣接耕作者3名の同意を得ております。汚水は下水道へ接続予定であり、以上の事から問題ないと判断しました。

15 番岡田委員

15 番岡田です。  
2 番案件についてご報告します。4月23日に推進委員と現地確認をしてきました。場所は森区にあります〇〇寺の西側に隣接する農地です。須坂市で熱・電力供給業を営む業者が太陽光発電施設を設置したいとのことです。北側・南側は畑、西側は

農道、東側がお寺の境内地で隣接耕作者5名の同意も得ており、問題ないと判断しました。

#### 6 番荒井委員

6 番荒井です。

3 番案件についてご報告します。4 月 23 日に推進委員と現地確認をしてきました。場所は桑原保育園の北側約 250m の所にあり、県道小峰稲荷山線に接している農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。北側は農地、東側は県道と一部農地、西側は市道、南側は宅地、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断しました。

#### 4 番野上委員

4 番野上です。

4 番から 6 番案件について報告します。先日農業委員 3 名と推進委員 1 名で現地確認をいたしました。

4 番案件ですが、場所は福井公民館の西側約 300m、しなの鉄道沿線の東側にある農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。東側は市道、北側・西側は譲渡人の畑、南側は畑、隣接耕作者の同意を得ております。汚水は下水道へ接続予定である等必要な措置が講じられる予定であり問題ないと判断しました。

5 番案件ですが、申請地は内川南の 5 差路の交差点から西側約 100m にある農地です。申請地において住宅の新築をしたいとのことです。東側は宅地と一部畑、北側・西側は市道、南側は宅地、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断しました。

6 番案件ですが、パチンコ〇〇〇の西側約 150m にある農地です。長野市の不動産業者が 2 区画の宅地分譲地を整備する申請です。北側は畑、東側は畑と宅地、西側は市道、南側は宅地、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断しました。

#### 12 番宮原委員

12 番宮原です。

7 番案件についてご報告いたします。4 月 21 日推進委員と現地確認をしてきました。場所は上山田〇〇湯の東側約 50m にある農地です。隣接地にあります温泉源泉施設の保守点検用駐車場を整備するための申請です。北側・東側は道路、南側は温泉源泉施設、西側は畑、隣接耕作者の同意を得ており問題ないと判断しました。

#### 議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

#### 議 長

進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第7、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第9、議案第5号 遊休農地に係る非農地判断について、を議題  
といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第5号 遊休農地に係る非農地判断について、原案のとおり決  
定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

議 長

説明が終わりました。今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、  
お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第11、その他につきまして事務局から説明をお願いいたします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
4月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午後4時00分